

## (2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。

- ①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置  
(昭和47年労働省告示第86号)
- ②手押しかんな盤の刃の接触予防装置、刃物取付け部は丸胴であること  
(昭和47年労働省告示第87号)
- ③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い  
(昭和46年労働省告示第8号)
- ④動力により駆動されるプレス機械  
(昭和52年労働省告示第116号)

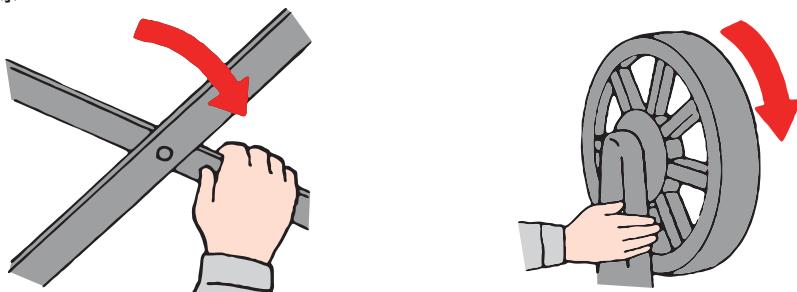
## (3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「挟まれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

### 機械の危険源の例

#### ①せん断の危険源



#### ②巻き込みの危険源

